

南幌町議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、南幌町議会議員（以下「議員」という。）が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、南幌町議会（以下「議会」という。）及び議員としての役割を十分に発揮するため、議員による議員の地位を利用した、南幌町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、議員個人と職員としての尊厳が尊重され、良好な職場環境を確保することで町政の効率的な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的若しくは性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、誹謗中傷、風評等により相手の人権を侵害し、又は不快にさせる行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）その他町の職務に従事する全ての職員をいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる行為を疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる行為を行っていると認められる

事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めるとともに、当該事態を議長に報告しなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、前条第3項に規定する報告を受けた場合又は議員若しくは職員からハラスメントの相談及び申出を受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(事実関係の把握)

第5条 議長は、第3条第3項に規定する報告又は前条に規定する相談及び申出を受けた場合は、当該事案の事実関係の把握に向け努めなければならない。

2 議長は、前項の規定により事実関係の把握に向け努めた結果、結論に至らない場合は、南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）第6条に規定する審査会に審査を付託することができる。

(対応措置)

第6条 議長は、前条の規定によりハラスメント行為があったことを確認した場合は、速やかに当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、当該議員に対し指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

(研修等)

第7条 議会は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等の実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長職務の代行)

第9条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(南幌町議会議員政治倫理条例の一部改正)
- 2 南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項に次のただし書を加える。
ただし、ハラスメント（南幌町議会ハラスメント防止条例（令和7年南幌町条例第17号）第2条第1項に規定するハラスメントをいう。）に関しては、南幌町議会ハラスメント防止条例を遵守しなければならない。